

登校許可証

(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は別紙)

東海大学付属甲府高等学校長 殿

年 組 番 生徒氏名

1 診 断 名 :

2 出席停止期間: 月 日 () ~ 月 日 () まで

なお登校は 月 日 () より可能です。

3 特記事項等:

上記の通り、登校を許可します。

20 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印

承認	校長	副校長	教務主任	生徒指導主任	学年主任	担任

(捺印・承認後は養護教諭が保管)

学校感染症一覧

	病 名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、 クリミヤ・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群 （病原体がベータコロナウイルス属 SARS コ ロナウイルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群 （病原体がベータコロナウイルス属 MERS コ ロナウイルスであるものに限る） 及び特定鳥インフルエンザ （感染症の予防及び感染症の患者に対する医 療に関する法律(平成10年法律第114号)第6 条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエ ンザをいう。次号及び第19条第2号イにおい て同じ。） 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した 後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎（アポロ） その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで